

諮問日：令和３年１１月１９日（諮問乙第１０１号）

答申日：令和７年 ５月１６日（答申乙第８２号）

件 名：苦情申出関係文書に係る個人情報非訂正決定に対する審査請求について

答 申

第１ 審査会の結論

宮城県公安委員会が行った個人情報非訂正決定は妥当である。

第２ 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）附則第３条第２項の規定により、なお従前の例によるものとされる同条例附則第２条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号。以下「条例」という。）に基づき令和３年５月２１日付けで開示を受けた個人情報（以下「本件個人情報」という。）に対し、令和３年７月１１日付けで、別紙１の箇所に関する個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 宮城県公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件訂正請求に係る個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、個人情報を非訂正とした理由を次のとおり付して、令和３年８月４日付けで審査請求人に通知した。

個人情報保護条例第２９条非該当

調査の結果、別紙に記録された保有個人情報に訂正すべき誤りが認められないため。

- 3 審査請求人は、令和３年１０月２４日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

第一に、本件各決定の理由では、既に申告済み対象苦情申出事案における請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法 13 条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議し、第二に、本件各決定の理由では、既に申告済み対象苦情申出事案における請求人の各理由に対する客観的事実とは異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して公益上の観点では、開示請求者本人の利益だけではなく現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益にも著しい矛盾を生じさせる審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法 13 条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

(主な争点)

一 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での虚偽公文書の是非

二 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での偽造公文書の是非

三 令和〇年〇〇月〇〇日付け告訴被疑事件と令和〇年〇〇月〇〇日付け告発被疑事件での宮城県〇〇による形骸化した捜査活動の是非

四 宮城県〇〇と被疑者である地域住民らとの癒着の是非

五 宮城県〇〇と宮城県〇〇との癒着の是非

六 宮城県〇〇と宮城県〇〇との間の地方公務員法 37 条 1 項(怠業的行為)違反などの是非

七 地方自治法 180 条の九第 1 項と警察法 38 条第 3 項は同義の法的関係であるから、都道府県警察の管理義務違反が地方自治法 2 条 17 項に基づき無効となるかの是非

(捕捉として)

本件各決定では、前記宮公委第 1596 号、同第 1595 号の各対象は警察法 79 条による平成 31 年 4 月 30 日付け、令和元年 11 月 24 日付け、令和 2 年 1 月 6 日付け宮城県公安委員会あて苦情申出で、前記宮公委第 1769 号、同第 1770 号各対象も、警察法 79 条による令和 3 年 4 月 13 日付け、同年 6 月 4 日付け宮城県公安委員会あて苦情申出であり同法 38 条 3 項で都道府県警察の管理義務に基づく宮城県警察職員の職務執行が対象内容であるから、第一事案(平成 31 年 4 月 30 日付け)については、第一に、既存添付資料では〇〇らを被疑者とした組織犯罪処罰法違反告訴被疑事件が受理されている旨、追加添付資料でも係属被疑事件など生じている経過。第二に、既存提出資料をもって、最高検察庁、〇〇検察庁いずれの判断を通じ宮城県〇〇らによる虚偽公文書作成等ないし偽造公文書作成及び行使等を含め被疑事件〇〇件が既に〇〇検察庁に差戻され再係属している経過を告

知しており、追加提出資料でも係属被疑事件〇〇件が〇〇検察庁に再係属されている経過であり、いずれの顕著な事実も、当該苦情申出事案の調査で判断すべき重要な事項が遺脱された事実関係として、改めて訂正すべき重大な判断要件があることは一見至極明らかである。最後に、実質的に、宮城県公安委員会が警察法３８条３項に基づく宮城県警察の管理義務として、追加提出資料である個別疎明資料を確認しても、前記〇〇書には当時・虚偽公文書での作成行使があり、事後的には偽造公文書での作成行使も生じており、明らかに宮城県〇〇らによる職務執行には職務上の著しい非行が存在する。よって、対象行政文書の個人情報も争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報も記録されており、宮城県個人情報保護条例８条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

第二事案（令和元年１１月２４日付け）及び第三事案（令和２年１月６日付け）については、第二事案では、既に「事件当時の宮城県〇〇、〇〇、〇〇らの訓戒を求める」旨、第三事案では「宮城県〇〇らによる別紙記載の事案（前記の２事案）に対する職務遂行につき苦情申出を申請する」旨申告されているから、前記理由と同様に、都道府県公安委員会には都道府県警察の管理義務に基づく警察法上の権限があるから、あたかも都道府県公安委員会には都道府県警察（警察官の職務執行）につき管理義務がないかのよう装い、違法な警察行政を黙認し続け、もって警察組織ないし地域社会の腐敗を直接・間接的にも助長し続けた組織的腐敗は職務上の著しい非行と謂わざるを得ない。よって、対象行政文書の個人情報も争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報も記録されており、宮城県個人情報保護条例８条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

第四事案（令和３年４月１３日付け）については、宮城県〇〇による令和〇年〇〇月〇〇日付け告訴被疑事件（前述）と令和〇年〇〇月〇〇日付け告発被疑事件（後述）では、明らかに後述・告発被疑事件の方が前述・被疑事件を包括して、事件の被疑者数、犯罪期間、重大性でも事件として捜査すべき事件であること極めて一見至極明らかであるから、形式的に、宮城県〇〇が前述・告訴被疑事件と後述・告発被疑事件を受理していながら、先に後述・告発被疑事件を〇〇検察庁に事件送致し結果的に〇〇検察庁が事件を不起訴処分とした点と前述告訴被疑事件は捜査中であるとの報告につき、公安委員会で確認した結果として県警察の対応に問題がないと結論付けるが実質的に、宮城県〇〇での刑事訴訟法２４６条に規定された捜査権による検察庁への事件

送致は第一捜査機関として捜査義務に基づく事件送致義務であり、明らかに後述・告発被疑事件の方が前述・告訴被疑事件を包括し、事件の被疑者数、犯罪期間、重大性でも事件として捜査すべき事件である点を顧慮して「客観的合理性」で判断すれば、第一に、各事件の被疑者に対する刑法上の処罰に関する併合罪による判断、第二に、捜査機関の警察法及び刑事訴訟法上の職務上の義務及び社会的責務による判断。最後に、捜査機関の内乱既遂など付随する関連被疑事件の捜査及び事件取扱状況の判断。いずれの判断要件においても、前述・告訴被疑事件より後述・告発被疑事件の捜査活動が必要不可欠であり、第一捜査機関における捜査権が完了したと看做すことは困難があり、宮城県〇〇における職務上の著しい非行があったと看做される。よって対象行政文書の個人情報とは争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例８条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

第五事案（令和３年６月４日付け）については、宮城県〇〇らと地域社会における被疑者らが共謀した事実関係を通報した苦情内容であって、既に２０１４年度より国際連合・安全保障理事会に提起された国際司法裁判所による勧告的意見の要請事案も含まれる事件の重大性では、形式的に、宮城県〇〇が〇〇検察庁に事件送致し不起訴処分に至っている経緯を含めて、公安委員会は県警察の対応には問題がないと主張されるが、実質的に、宮城県公安委員会が、警察法３８条３項に基づき、都道府県警察の管理義務として、請求人宅（旧）隣家・〇〇の夫、〇〇弁護士と宮城県〇〇が通謀していた事実関係を知り得ていながら黙認し続けたことは驚愕であり、公益上の観点より、「客観的合理性」で判断すれば、第一に、捜査機関と弁護士の怠業的行為に関する地方公務員法３７条１項違反などの判断、第二に、捜査機関の警察法及び刑事訴訟法上の職務上の義務及び社会的責務による判断。

最後に、捜査機関の不正競争防止法違反など付随する関連被疑事件の事件取扱状況の判断。いずれの判断要件においても、第一捜査機関における捜査活動には失当があったと思料し、宮城県〇〇における職務上の著しい非行と処罰すべきである。よって対象行政文書の個人情報とは争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例８条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

（結論）

本件各決定は、いずれも請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由のなき判断であって、客観的事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけではなく、現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益に著しい矛盾を生じさせる処分には審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法 13 条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」及び「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議し、対象行政文書の個人情報は争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例 8 条における本来の利用目的と性質を異とし、社会正義に反して恣意的に悪用される社会悪の源泉に外ならないため、早急にも訂正された上で、結果的に利用停止等されなければならない。

（２）反論書

イ 本件各不訂正処分の違法性について

第一に、形式的な判断として、原処分・令和 3 年 8 月 4 日付け宮公委第 1596 号及び同年 8 月 25 日付け宮公委第 1769 号に関する弁明書の理由は、当該訂正対象とされるべき請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」であって「判断、評価」は及ばない旨（拡大解釈不適格説）を主張する。しかし、既に対象行政文書自体が宮城県個人情報保護条例（以下、「法」という。） 17 条により開示される請求人（自己）を本人とする保有個人情報であることは顕著な事実であって、本件法 27 条における自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実ではないと思料するときに行うことができると規定されている法的関係についても相共に争いのない顕著な事実である。

また司法上の裁判例は、まず本件訂正申立てと同様の法的関係にある民事訴訟法 257 条（更正決定）1 項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平 9・3・31 判時一六一三・一一四）には「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条二項（旧 194 条 3 項）を類推し、即時抗告を認めるのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択において、同法 257 条 2 項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたことには、日本国憲法 32 条で保障された「裁判を受ける権利」として不服申立権の行使において形式的な

誤記の訂正だけでなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認された法的関係と解すべきである。

なお、既存の裁判例（最判平成13・12・18民集55巻7号1603頁）では、情報公開制度と個人情報保護条例制度の法的関係とは『互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度ということができる』との旨が判示されており、既に今後の法改正で複合的な当該情報公開制度が一本化される状況であり、この原処分に対する不服申立制度においても、その教示として、「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります」と明記された法的関係でもある。念のため、公安委員会の立場につき、警察法38条3項に規定ある「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する」法的拘束力に対し、あたかも「個々の事務執行を含まない」旨主張するが、警察法79条内容「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる」規定を顧慮すれば、明らかに法解釈ないし法運用には誤りがある。

以上のとおり、本件法27条所定の事由による訂正申立てについて、請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」の対象には、明らかな事実誤認や違法性ある誤記等も単なる判断や評価ではなく、元々、対象行政文書が保有個人情報として法的に保護されるべき対象事実であるから、本件法27条所定の事由に基づく訂正申立の保護対象となる法的関係である。

ロ 本件各不利用停止等処分の違法性について

原処分・令和3年8月4日付け宮公委第1595号、同年8月25日付け宮公委第1770号に関する理由においても、結果的には、前記と同様、形式的な判断として対象行政文書の前提となる事実が是正された場合には、その後の対象行政文書の利用目的は実質的に本来の目的と異なること明白であるから、請求人が自己を本人とする保有個人情報に関する本件原処分に対して日本国憲法13条で保障された「知る権利」だけではなく「正す権利」も併せて主張して抗議する所以である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容はおおむね以下のとおりである。

1 個人情報訂正請求の性質

個人情報訂正請求を受けた実施機関の長は、当該訂正請求に係る個人情報が事実と合致しないと認めるときは、条例第29条に基づき、当該訂正請求に係る個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報を訂正しなければならないことが規定され、その対象は事実であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

2 個人情報非訂正決定の妥当性について

審査請求人は宮城県公安委員会が行った処分について取消しを求めているが、別紙1の番号1及び3は宮城県公安委員会が審査請求人からの苦情申出に対し判断した内容が記録されていることから、当該部分は「評価・判断」に該当し、訂正請求の対象となる「事実」とは認められない。

また、別紙1の番号2は、宮城県公安委員会の立場について記録されているが、警察法（昭和29年法律第162号）第38条第3項では、「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する」と規定し、この「管理」とは、宮城県公安委員会運営規則（平成元年宮城県公安委員会規則第4号）第6条において「宮城県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする」としており、さらに「宮城県警察の事務の処理が大綱方針に適合していないと認めるときは、本部長に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする」とし、個々の事務執行は含まない。

以上のことから、条例第29条に規定する個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものである。

当審査会は、この目的に沿って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件訂正請求について

本件訂正請求は、本件個人情報について、別紙1のとおりその訂正を求めるものである。

当審査会では、実施機関から本件個人情報の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、条例第27条第1項において、開示を受けた自己に関する個人情報「事実」と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができるとしているが、その対象は「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

4 本件個人情報の内容及び訂正の要否について

そこで検討すると、審査請求人が訂正を求める箇所は令和3年5月21日付け開示決定により審査請求人を本人とする個人情報として開示した「対象個人情報を含む行政文書」に含まれており、条例第27条第1項に規定する訂正請求の対象情報に該当すると認められる。

次に、当審査会において審査請求人が訂正を求める本件個人情報を確認したところ、別紙1の番号1及び3については、実施機関の説明のとおり、審査請求人からの苦情申出書に対し、実施機関が「評価・判断」を示した部分と認められるため、条例第27条第1項の訂正請求の対象となる「事実」には該当しないものと認められる。

次に、別紙1の番号2について検討すると、実施機関は上記第4の2において「個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない」としており、当該箇所が「事実」に該当するか否かについては述べていない。しかし、当該箇所は特定の法及び規則に係る実施機関の解釈に基づく見解が記載されており、「評価・判断」を示した部分と認められるため、条例第27条第1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当しないものと認められる。

したがって、本件訂正請求は、条例第29条の個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

6 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

番号	本件個人情報	訂正を求める箇所及び訂正を求める内容
1	調査結果の通知について（令和元年 5 月 2 9 日 付 け 宮 公 委 第 1 1 8 7 号）	2 枚目「適正な対応である。旨の報告がありました。上記について、公安委員会で検討した結果、県警察の対応に問題はないと認めました。」の記述の訂正。
2	苦情申出に対する回答について（令和元年 1 2 月 2 5 日 付 け 宮 公 委 第 2 8 4 3 号）	「公安委員会は、犯罪捜査の指揮や検察庁の処分に対して意見する立場にはありません」の記述の訂正。
3	苦情申出に対する回答について（令和 2 年 1 月 2 9 日 付 け 宮 公 委 第 2 1 3 号）	「令和 2 年 1 月 6 日 付 け、苦情申出については、いずれも適正に手続されております。」の記述の訂正。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月19日	○諮問を受けた（諮問乙第101号）。
令和6年8月29日 （第287回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年9月20日 （第288回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年11月6日 （第289回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年11月29日 （第290回審査会）	○事案の審議を行った。
令和6年12月20日 （第291回審査会）	○事案の審議を行った。
令和7年 1月31日 （第292回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

（令和6年10月13日まで）

氏 名	区 分	備 考
大 江 裕 幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大 橋 洋 介	弁護士	会長
佐 藤 英 世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
吉 田 大 輔	弁護士	

（令和7年5月16日現在）

氏 名	区 分	備 考
大 江 裕 幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐 藤 英 世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
中 田 孝 司	弁護士	
吉 田 大 輔	弁護士	会長

諮問日：令和３年１１月１９日（諮問乙第１０２号）

答申日：令和７年 ５月１６日（答申乙第８３号）

件 名：苦情申出関係文書に係る個人情報非利用停止決定に対する審査請求について

答 申

第１ 審査会の結論

宮城県公安委員会が行った個人情報非利用停止決定は妥当である。

第２ 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年宮城県条例第７２号）附則第３条第２項の規定により、なお従前の例によるものとされる同条例附則第２条の規定による廃止前の個人情報保護条例（平成８年宮城県条例第２７号。以下「条例」という。）に基づき令和３年５月２１日付けで開示を受けた個人情報（以下「本件個人情報」という。）に対し、令和３年７月１１日付けで、別紙１の箇所に関する個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。
- 2 宮城県公安委員会（以下「実施機関」という。）は、本件利用停止請求に係る個人情報非利用停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、個人情報を非利用停止とした理由を次のとおり付して、令和３年８月４日付けで審査請求人に通知した。

個人情報保護条例第３５条非該当

本件利用停止請求に係る個人情報の内容について、個人情報保護条例の規定に係る違反は認められないため。

- 3 審査請求人は、令和３年１０月２４日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第３ 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によ

ると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

第一に、本件各決定の理由では、既に申告済み対象苦情申出事案における請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由なき処分は審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法 13 条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議し、第二に、本件各決定の理由では、既に申告済み対象苦情申出事案における請求人の各理由に対する客観的事実とは異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して公益上の観点では、開示請求者本人の利益だけではなく現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益にも著しい矛盾を生じさせる審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法 13 条に基づく幸福追求権に該当する「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議する。

(主な争点)

- 一 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での虚偽公文書の是非
- 二 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇書(〇〇)での偽造公文書の是非
- 三 令和〇年〇〇月〇〇日付け告訴被疑事件と令和〇年〇〇月〇〇日付け告発被疑事件での宮城県〇〇による形骸化した捜査活動の是非
- 四 宮城県〇〇と被疑者である地域住民らとの癒着の是非
- 五 宮城県〇〇と宮城県〇〇との癒着の是非
- 六 宮城県〇〇と宮城県〇〇との間の地方公務員法 37 条 1 項(怠業的行為)違反などの是非
- 七 地方自治法 180 条の九第 1 項と警察法 38 条第 3 項は同義の法的関係であるから、都道府県警察の管理義務違反が地方自治法 2 条 17 項に基づき無効となるかの是非

(捕捉として)

本件各決定では、前記宮公委第 1596 号、同第 1595 号の各対象は警察法 79 条による平成 31 年 4 月 30 日付け、令和元年 11 月 24 日付け、令和 2 年 1 月 6 日付け宮城県公安委員会あて苦情申出で、前記宮公委第 1769 号、同第 1770 号各対象も、警察法 79 条による令和 3 年 4 月 13 日付け、同年 6 月 4 日付け宮城県公安委員会あて苦情申出であり同法 38 条 3 項で都道府県警察の管理義務に基づく宮城県警察職員の職務執行が対象内容であるから、第一事案(平成 31 年 4 月 30 日付け)については、第一に、既存添付資料では〇〇らを被疑者とした組織犯罪処罰法違反告訴被疑事件が受理されている旨、追加添付資料でも係属被疑事件など生じている経過。第二に、既存提出資料をもって、最高検察庁、〇〇検察庁いずれの判断を通じ宮城県〇〇らによる虚偽公文書作成等ないし偽造公文書作成及び行使等

を含め被疑事件〇〇件が既に〇〇検察庁に差戻され再係属している経過を告知しており、追加提出資料でも係属被疑事件〇〇件が〇〇検察庁に再係属されている経過であり、いずれの顕著な事実も、当該苦情申出事案の調査で判断すべき重要な事項が遺脱された事実関係として、改めて訂正すべき重大な判断要件があることは一見至極明らかである。最後に、実質的に、宮城県公安委員会が警察法３８条３項に基づく宮城県警察の管理義務として、追加提出資料である個別疎明資料を確認しても、前記〇〇書には当時・虚偽公文書での作成行使があり、事後的には偽造公文書での作成行使も生じており、明らかに宮城県〇〇らによる職務執行には職務上の著しい非行が存在する。

よって、対象行政文書の個人情報とは争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例８条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

第二事案（令和元年１１月２４日付け）及び第三事案（令和２年１月６日付け）については、第二事案では、既に「事件当時の宮城県〇〇、〇〇、〇〇らの訓戒を求める」旨、第三事案では「宮城県〇〇らによる別紙記載の事案（前記の２事案）に対する職務遂行につき苦情申出を申請する」旨申告されているから、前記理由と同様に、都道府県公安委員会には都道府県警察の管理義務に基づく警察法上の権限があるから、あたかも都道府県公安委員会には都道府県警察（警察官の職務執行）につき管理義務がないかのよう装い、違法な警察行政を黙認し続け、もって警察組織ないし地域社会の腐敗を直接・間接的にも助長し続けた組織的腐敗は職務上の著しい非行と謂わざるを得ない。よって、対象行政文書の個人情報とは争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例８条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

第四事案（令和３年４月１３日付け）については、宮城県〇〇による令和〇年〇〇月〇〇日付け告訴被疑事件（前述）と令和〇年〇〇月〇〇日付け告発被疑事件（後述）では、明らかに後述・告発被疑事件の方が前述・被疑事件を包括して、事件の被疑者数、犯罪期間、重大性でも事件として捜査すべき事件であること極めて一見至極明らかであるから、形式的に、宮城県〇〇が前述・告訴被疑事件と後述・告発被疑事件を受理していながら、先に後述・告発被疑事件を〇〇検察庁に事件送致し結果的に〇〇検察庁が事件を不起訴処分とした点と前述告訴被疑事件は捜査中であるとの報告につき、公安委員会で確認した結果として県警察の対応に問題がないと結論付けるが実質的に、宮

城県〇〇での刑事訴訟法 2 4 6 条に規定された捜査権による検察庁への事件送致は第一捜査機関として捜査義務に基づく事件送致義務であり、明らかに後述・告発被疑事件の方が前述・告訴被疑事件を包括し、事件の被疑者数、犯罪期間、重大性でも事件として捜査すべき事件である点を顧慮して「客観的合理性」で判断すれば、第一に、各事件の被疑者に対する刑法上の処罰に関する併合罪による判断、第二に、捜査機関の警察法及び刑事訴訟法上の職務上の義務及び社会的責務による判断。最後に、捜査機関の内乱既遂など付随する関連被疑事件の捜査及び事件取扱状況の判断。いずれの判断要件においても、前述・告訴被疑事件より後述・告発被疑事件の捜査活動が必要不可欠であり、第一捜査機関における捜査権が完了したと看做すことは困難があり、宮城県〇〇における職務上の著しい非行があったと看做される。よって対象行政文書の個人情報とは争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例 8 条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

第五事案（令和 3 年 6 月 4 日付け）については、宮城県〇〇らと地域社会における被疑者らが共謀した事実関係を通報した苦情内容であって、既に 2 0 1 4 年度より国際連合・安全保障理事会に提起された国際司法裁判所による勧告的意見の要請事案も含まれる事件の重大性では、形式的に、宮城県〇〇が〇〇検察庁に事件送致し不起訴処分に至っている経緯を含めて、公安委員会は県警察の対応には問題がないと主張されるが、実質的に、宮城県公安委員会が、警察法 3 8 条 3 項に基づき、都道府県警察の管理義務として、請求人宅（旧）隣家・〇〇の夫、〇〇弁護士と宮城県〇〇が通謀していた事実関係を知り得ていながら黙認し続けたことは驚愕であり、公益上の観点より、「客観的合理性」で判断すれば、第一に、捜査機関と弁護士の怠業的行為に関する地方公務員法 3 7 条 1 項違反などの判断、第二に、捜査機関の警察法及び刑事訴訟法上の職務上の義務及び社会的責務による判断。

最後に、捜査機関の不正競争防止法違反など付随する関連被疑事件の事件取扱状況の判断。いずれの判断要件においても、第一捜査機関における捜査活動には失当があったと思料し、宮城県〇〇における職務上の著しい非行と処罰すべきである。よって対象行政文書の個人情報は争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例 8 条による本来の利用目的と著しく性質を異とし、社会正義に反して悪用され続けているため、対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない。

（結論）

本件各決定は、いずれも請求人の各理由に対する対等な理由が付されていない点につき、明らかに合理的理由のなき判断であって、客観的事実と異なる点につき、明らかに保有個人情報の利用に関して開示請求者本人の利益だけではなく、現在及び将来的にも保有個人情報を管理する関連行政機関を含め社会法益に著しい矛盾を生じさせる処分には審理過程上の重大な欠陥がある違法は免れないから、日本国憲法 13 条に基づく幸福追求権に該当する「知る権利」及び「正す権利」を侵害した違憲行為は法的に無効と抗議し、対象行政文書の個人情報は争点として判断すべき重要な事項の遺脱がある部分を含め恣意的に歪曲された個人情報が記録されており、宮城県個人情報保護条例 8 条における本来の利用目的と性質を異とし、社会正義に反して恣意的に悪用される社会悪の源泉に外ならないため、早急にも訂正された上で、結果的に利用停止等されなければならない。

（２）反論書

イ 本件各不訂正処分の違法性について

第一に、形式的な判断として、原処分・令和 3 年 8 月 4 日付け宮公委第 1596 号及び同年 8 月 25 日付け宮公委第 1769 号に関する弁明書の理由は、当該訂正対象とされるべき請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」であって「判断、評価」は及ばない旨（拡大解釈不適格説）を主張する。しかし、既に対象行政文書自体が宮城県個人情報保護条例（以下、「法」という。） 17 条により開示される請求人（自己）を本人とする保有個人情報であることは顕著な事実であって、本件法 27 条における自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実ではないと思料するときに行うことができると規定されている法的関係についても相共に争いのない顕著な事実である。

また司法上の裁判例は、まず本件訂正申立てと同様の法的関係にある民事訴訟法 257 条（更正決定）1 項には「判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる」旨があり、その裁判例（東京地決平 9・3・31 判時一六一三・一一四）には「更正申立てに対して実体判断をした上でなされた却下決定についても、本条二項（旧 194 条 3 項）を類推し、即時抗告を認めるのが相当である」と判示されており、司法手続きの選択において、同法 257 条 2 項で「更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りではない」と法的に制限されたことには、日本国憲法 32 条で保障された「裁判を受ける権利」として不服申立権の行使において形式的な

誤記の訂正だけでなく、実質的な事実誤認を是正する法的権利も容認された法的関係と解すべきである。

なお、既存の裁判例（最判平成13・12・18民集55巻7号1603頁）では、情報公開制度と個人情報保護条例制度の法的関係とは『互いに相いれない性質のものではなく、むしろ、相互に補完し合って公の情報の開示を実現するための制度ということができる』との旨が判示されており、既に今後の法改正で複合的な当該情報公開制度が一本化される状況であり、この原処分に対する不服申立制度においても、その教示として、「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります」と明記された法的関係でもある。念のため、公安委員会の立場につき、警察法38条3項に規定ある「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する」法的拘束力に対し、あたかも「個々の事務執行を含まない」旨主張するが、警察法79条内容「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる」規定を顧慮すれば、明らかに法解釈ないし法運用には誤りがある。

以上のとおり、本件法27条所定の事由による訂正申立てについて、請求人（自己）を本人とする保有個人情報に関する「事実」の対象には、明らかな事実誤認や違法性ある誤記等も単なる判断や評価ではなく、元々、対象行政文書が保有個人情報として法的に保護されるべき対象事実であるから、本件法27条所定の事由に基づく訂正申立の保護対象となる法的関係である。

ロ 本件各不利用停止等処分の違法性について

原処分・令和3年8月4日付け宮公委第1595号、同年8月25日付け宮公委第1770号に関する理由においても、結果的には、前記と同様、形式的な判断として対象行政文書の前提となる事実が是正された場合には、その後の対象行政文書の利用目的は実質的に本来の目的と異なること明白であるから、請求人が自己を本人とする保有個人情報に関する本件原処分に対して日本国憲法13条で保障された「知る権利」だけではなく「正す権利」も併せて主張して抗議する所以である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容はおおむね以下のとおりである。

1 個人情報利用停止請求の性質

条例第33条第1項では、何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が「第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、又は第12条の規定に違反して保有されているとき」は、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

2 個人情報非利用停止決定の妥当性について

公安委員会苦情は、警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定により公安委員会に対して申し出られたものをいい、事実関係の調査及び調査に基づく必要な措置を講じ、その結果について申出者に通知を行うものである。

本件利用停止請求に係る個人情報は、審査請求人からの苦情申出に対応する目的の達成に必要な範囲で本件文書を収集し保有しているものであり、本件文書を当該利用目的以外の目的で利用又は提供している事実は認められない。

以上のことから、本件個人情報の収集、利用及び保有について、条例の規定に係る違反は認められない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものである。

当審査会は、この目的に沿って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件個人情報について、別紙1のとおりその利用停止を求めるものである。

当審査会では、実施機関から本件個人情報の提供を受けて、インカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性を検討する。

3 利用停止請求の対象情報について

利用停止請求については、条例第33条第1項第1号において「第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、又は第12条の規定に違反して保有されているとき」は、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、条例第35条は「実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるとき」は、当該実施機関に

おける個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止をしなければならないと規定している。

4 本件個人情報の内容及び利用停止の要否について

- (1) 審査請求人が利用停止を求める箇所は令和3年5月21日付け開示決定により審査請求人を本人とする個人情報として開示した「対象個人情報を含む行政文書」に含まれており、条例第33条第1項第1号に規定する利用停止請求の対象情報に該当すると認められる。
- (2) 実施機関は上記第4の2において、条例第33条第1項第1号で定める全ての要件に該当しないことについて述べていない。そこで、実施機関に対し、当該箇所が条例第33条第1項第1号で定める全ての要件に該当しないことについて見解を求めた。また、審査請求人に対しても、審査請求書及び反論書以外の内容で、当該箇所が利用停止及び消去を請求することができる要件に該当すると考えられる理由について主張を聞いた。その結果、実施機関からのみ回答があり、おおむね以下の理由により、条例第33条第1項第1号の要件には該当しないと考えるとのことであった。

イ 条例第7条該当性について

当該個人情報は、公安委員会苦情に関する事務の達成に必要な範囲で収集したものであり、当該苦情の取扱いに関し、必要な事項を定めた規程に基づき、適法かつ公正な手段で収集したものである。また、当該個人情報は本人から直接収集した個人情報であるとともに、要配慮個人情報にも該当しない。

よって、条例第7条各項の規定に反していない。

ロ 条例第8条該当性について

当該個人情報は公安委員会苦情の対応のために利用しており、利用目的以外の目的で利用した事実はなく、条例第8条の規定に反していない。

ハ 条例第12条該当性について

当該個人情報は、公安委員会苦情に係る行政文書として保存期間内の文書であり、条例第12条の規定に反していない。

- (3) 当審査会において実施機関に確認したところ、条例第7条各項、第8条及び第12条に係る実施機関の説明には、特段不合理な点は認められず、本件個人情報が条例第33条第1項第1号に定める要件に該当していると認め

るべき事情は認められない。

したがって、本件利用停止請求について、条例第 35 条の利用停止請求に理由があると認めるときに該当するとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において「対象保有個人情報を訂正決定すれば、結果的には利用停止、消去決定しなければならない」と主張しており、本件処分に対する審査請求と同時に、個人情報非訂正決定に対する審査請求も提起している。しかし、当該非訂正決定に対する審査請求については、宮城県個人情報保護審査会答申乙第 82 号のとおり、条例第 29 条の個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められず、また、個人情報非訂正決定及び非利用停止決定の適否については、各要件が異なっており、個別にそれぞれ判断すべきものであるため、審査請求人の当該主張には理由がない。

その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

6 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第 1 審査会の結論」のとおり判断した。

第 6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1

番号	本件個人情報	利用停止を求める箇所及び利用停止を求める内容
1	調査結果の通知について（令和元年 5 月 2 9 日 付 け 宮 公 委 第 1 1 8 7 号）	2 枚目「適正な対応である。旨の報告がありました。上記について、公安委員会で検討した結果、県警察の対応に問題はないと認めました。」の記述の利用停止。
2	苦情申出に対する回答について（令和元年 1 2 月 2 5 日 付 け 宮 公 委 第 2 8 4 3 号）	「公安委員会は、犯罪捜査の指揮や検察庁の処分に対して意見する立場にはありません」の記述の利用停止。
3	苦情申出に対する回答について（令和 2 年 1 月 2 9 日 付 け 宮 公 委 第 2 1 3 号）	「令和 2 年 1 月 6 日 付 け、苦情申出については、いずれも適正に手続きされております。」の記述の利用停止。

別紙 2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3 年 1 1 月 1 9 日	○諮問を受けた（諮問乙第 1 0 2 号）。
令和 6 年 8 月 2 9 日 （第 2 8 7 回審査会）	○事案の審議を行った。
令和 6 年 9 月 2 0 日 （第 2 8 8 回審査会）	○事案の審議を行った。
令和 6 年 1 1 月 6 日 （第 2 8 9 回審査会）	○事案の審議を行った。
令和 6 年 1 1 月 2 9 日 （第 2 9 0 回審査会）	○事案の審議を行った。
令和 6 年 1 2 月 2 0 日 （第 2 9 1 回審査会）	○事案の審議を行った。
令和 7 年 1 月 3 1 日 （第 2 9 2 回審査会）	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

（令和6年10月13日まで）

氏 名	区 分	備 考
大 江 裕 幸	東北大学大学院法学研究科教授	
大 橋 洋 介	弁護士	会長
佐 藤 英 世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
吉 田 大 輔	弁護士	

（令和7年5月16日現在）

氏 名	区 分	備 考
大 江 裕 幸	東北大学大学院法学研究科教授	
佐 藤 英 世	東北学院大学法学部教授	会長職務代理者
杉 浦 永 子	第一印象研究所代表	
中 田 孝 司	弁護士	
吉 田 大 輔	弁護士	会長